

第 12 回

熊本県議会

# 議会運営委員会会議記録

令和4年12月1日

閉 会 中

場 所 議 会 運 営 委 員 会 室

## 第12回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

令和4年12月1日(木曜日)

午前9時59分開議

午前10時29分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 知事提出議案(第1号~第43号)について
- 2 開会日(12月2日)の議事次第及び質問予定者について
- 3 自治功労者に対する全国都道府県議会議長会の表彰状及び記念品の伝達の取扱いについて
- 4 本会議録及び議案書等の書面による配布の見直しについて
- 5 熊本県議会会議規則の一部を改正する規則について
- 6 熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例について
- 7 その他

出席委員(12人)

委員長 山口 裕  
副委員長 高木 健次  
委員 前川 收  
委員 藤川 隆夫  
委員 城下 広作  
委員 松田 三郎  
委員 鎌田 聡  
委員 吉永和世  
委員 池田 和貴  
委員 小早川 宗弘  
委員 坂田 孝志  
委員 淵上 陽一

欠席委員(なし)

委員外議員(1人)

副議長 高野 洋介

執行部出席者

総務部長 平井 宏英

総務部総括審議員

兼政策審議監 千田 真寿

財政課長 臼井 洋介

審議員兼財政課課長補佐 森 亮子

審議員兼財政課課長補佐 岩野 洋士

事務局職員出席者

議会事務局長 手島 伸介

議会事務局長次

兼総務課長 村田 竜二

議事課長 富田 博英

審議員兼総務課課長補佐 森田 学

審議員兼議事課課長補佐 濱田 浩史

審議員

兼政務調査課課長補佐 大濱 順和

議事課課長補佐 岡部 康夫

議事課主幹 平江 正博

午前9時59分開議

○山口裕委員長 ただいまから第12回議会運営委員会を開会いたします。

まず、議題1、知事提出議案について、総務部長から説明をお願いします。

○平井総務部長 総務部でございます。着座にて失礼します。

資料1の目録に沿って、本定例会に提出いたします議案等について、概要を御説明いたします。

第1号から第6号までは、一般会計、特別会計及び公営企業会計の補正予算でございます。

一般会計につきましては、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応などに必要な予算として、498億4,900万円を計上しており、補正後予算額は9,889億3,500万円となります。

第7号は、11月に専決処分をさせていただ

きました令和4年度補正予算の御報告です。

第8号から第14号までは、条例関係です。

主なものとして、第10号の個人情報保護法の改正に伴う法律施行条例の制定などがございます。

第15号から第17号までは、財産の取得で、産業技術センターで使用する検査機器、警察本部で使用する電子決裁用モニターなどの購入でございます。

第18号は、国営川辺川土地改良事業に対する国への負担金を決定するものでございます。

第19号から第28号までは、工事請負契約の締結及び変更でございます。

続いて、2ページをお願いいたします。

第29号は、令和5年度における宝くじ発売額の範囲を決定するものでございます。

第30号は、建物明渡し等請求控訴事件について、裁判所からの和解勧告に基づき和解をするものです。

第31号は、事業用地の建物等の移転について、訴え提起前の和解をするものです。

第32号から第35号までは、公の施設の指定管理者を指定するものでございます。

第36号は、有料道路の障害者割引制度の要件緩和等に伴い、通行料金の記載内容の変更について、同意をお願いするものでございます。

第37号から第43号までは、道路の管理瑕疵による和解及び賠償額の決定等に係る専決処分承認をお願いするものです。

報告第1号から第4号までは、職員による交通事故に係る専決処分の報告でございます。

以上、本定例会には、議決案件43件と報告事項4件を提出いたします。

なお、今会期中には、国の令和4年度第2次補正予算に係る総合経済対策等に係る追加の補正予算や人事案件についても追加提案させていただき予定でございます。併せて、よ

ろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山口裕委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 それでは、知事提出議案については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題2、開会日の議事次第及び質問予定者についてお諮りいたします。

それでは、議会事務局長から説明をお願いします。

○手島議会事務局長 議会事務局でございます。

それでは、まず、開会日の議事次第につきまして、次第の議題2に記載の内容により御説明申し上げます。

開会宣告、開議の後、議長諸般の報告がございます。

次に、去る9月定例会において任命同意となりました三淵教育委員会委員、吉田公安委員会委員、伊牟田収用委員会委員の就任挨拶がございます。

続きまして、自治功労者に対する全国都道府県議会議長会の表彰状及び記念品の伝達、あわせまして、永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰及び知事から感謝状贈呈がございます。

なお、自治功労者表彰を受けられるのは、在職25年以上の岩下議員、在職20年以上の吉永議員、井手議員、池田議員、小早川議員、溝口議長、在職15年以上の田代議員、西議員、湊上議員、山口議員、内野議員、高野副議長、高木議員、増永議員、以上14名でございます。

また、永年勤続議員表彰の対象者は、勤続25年の岩下議員でございます。

次に、会議録署名議員の指名がございます。

今回は、坂梨議員、南部議員、岩田議員の予定でございます。

次に、12月2日から12月22日までの21日間の会期決定の件が諮られます。

次に、議案第1号から第43号までの知事提出議案の上程及び知事の提案理由説明がございます。

その後、休会の件をお諮りして、日程通告、散会となります。

以上が開会日、12月2日の議事次第(案)でございます。

続きまして、今回の質問予定者につきまして御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

今回は、一般質問のみでございまして、12月8日は、自由民主党松田議員、立憲民主連合岩田議員、公明党本田議員、9日は、日本共産党山本議員、無所属濱田議員、自由民主党高木議員、立憲民主連合鎌田議員、12日は、自由民主党中村議員、自由民主党河津議員、自由民主党西村議員、13日は、自由民主党島田議員、自由民主党楠本議員、自由民主党山口議員という順でございます。

以上でございます。

○山口裕委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 それでは、開会日の議事次第及び質問予定者については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、自治功労者に対する全国都道府県議会議長会の表彰状及び記念品の伝達

の取扱いについてお諮りいたします。

それでは、議会事務局議事課長から説明をお願いします。

○富田議事課長 それでは、自治功労者に対する全国都道府県議会議長会の表彰状及び記念品の伝達の取扱いにつきまして御説明を申し上げます。

今般、全国都道府県議会議長会の自治功労表彰の対象者が勤続25年以上の岩下議員をはじめ14人になりますことから、議場での伝達につきましては、議長からの御指示により、代表して岩下議員、お一人にお願いしてはいかがかと考えております。

なお、岩下議員が御欠席等の場合には、岩下議員の次に在職年月数が多い吉永議員にお願いしてはいかがかと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山口裕委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 それでは、自治功労者に対する全国都道府県議会議長会の表彰状及び記念品の伝達の取扱いについては、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題4、本会議録及び議案書等の書面による配布の見直しについてお諮りいたします。

それでは、議会事務局議事課長から説明をお願いします。

○富田議事課長 それでは、本会議録及び議案書等の書面による配布の見直しにつきまして、資料3により御説明を申し上げます。

まず、1の背景・必要性でございますが、

本県議会におけるICT化につきましては、令和元年度の各会派からの意見集約を受け、段階的にできるところから進めておりまして、具体的には、令和3年11月定例会から委員会のインターネット中継を開始、令和4年3月に本会議及び委員会におけるデジタル機器の使用を認める議会運営委員会の申合せを決定、令和4年6月定例会から議案及び委員会資料をホームページに掲載、さらに議会棟におけるWi-Fi環境の整備などを進めているところでございます。

そのような中、議長から本会議録及び議案書の書面配布につきまして見直しの指示がございましたことから、当該見直しに取り組むものでございます。

次に、2の現状等でございますが、(1)の本会議録につきましては、地方自治法第123条の規定に基づき、書面又は電磁的記録により作成する必要がある、作成した会議録は、印刷をいたしまして、次期定例会の開会日に議員及び関係者に配布をしているところでございます。

(2)の人事議案を除く議案書等につきましては、開会日の前々日に、人事議案につきましては、一般質問最終日の前日に、それぞれ議員執務室の机上に配布をしているところでございます。

次に、3の見直し(案)でございますが、(1)の本会議録につきましては、議員への書面配布は廃止することとし、既存の検索システム及び会議録をPDF化したものを議会のホームページに掲載することで代替することを御提案させていただくものでございます。ただし、国会図書館やインターネット環境をお持ちでない県民の方へのサービスの低下を招かぬよう、県内図書館などには引き続き紙媒体で配布をさせていただきたいと考えております。

また、執行部を含む他の配布先の見直しも併せて行う予定でございますが、具体的な配

布先の見直し(案)につきまして、3ページの別紙のとおり、現行より165部ほど削減をしたいと考えております。

なお、本会議録の書面配布の見直しを実施するためには、現行の県議会会議規則第119条では、「会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する」と規定をされておりますことから、規則の一部改正が必要となりますが、この見直し(案)を御承認いただけましたら、後ほど次の議題で改めて説明をさせていただきたいと思っております。

次に、(2)の人事議案を除く議案書等につきましても、議員への書面の配布は廃止することとし、議案等をPDF化したものを現在の議会のホームページに掲載することで代替することを御提案させていただくものでございます。

次に、4の期待される効果でございますが、いつでも、どこでも閲覧ができるようになりますし、印刷コストや人件費等の削減、執務環境の向上も図られると考えております。

最後に、5の実施時期についてでございますが、(1)の本会議録につきましては、12月定例会中に会議規則の改正を行った上で、令和5年2月定例会の会議録から実施することとし、ホームページでの掲載時期は、令和5年6月定例会開会日を予定し、また、(2)の議案書等につきましては、新年度に開催される予定の令和5年5月臨時会から実施してはいかかかと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○山口裕委員長 ただいまの説明について質問はございませんか。

○鎌田聡委員 本会議録と議案書は、私はいくつかの扱いで、PDF化で議員が見れるということであるのならば、それでいいと思いま

すけれども、もう一つ、これ載ってませんけれども、くまもと県議会報、いつも質問者に20部くらいもらっているのがあるんですけれども、あれもちょっと部数見直していただきたいというのが——どういう活用を皆さんされているのか分かりませんが、質問者に20部くらい来ますので、終わってからですね。あれはあんまり必要ないんじゃないかという意見がうちの会派から出ましたので、あの見直しも少し御検討いただきたいということで。

○山口裕委員長 お預かりしてよろしいでしょうか。

○鎌田聡委員 はい。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。——それでは、本会議録及び議案書等の書面による配布の見直しについては、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題5、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則についてお諮りいたします。

それでは、議会事務局議事課長から説明をお願いします。

○富田議事課長 それでは、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則について、資料4により御説明を申し上げます。

1枚目は、会議規則の一部を改正する規則(案)でございます。

内容につきましては、2枚目の規則案の概要により御説明申し上げます。

1、規則の名称は、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則、2、制定改廃の趣旨でございますが、議員及び関係者の利便性の向上等を図るため、会議録を電磁的記録により

提供することができるよう、関係規定を整備するものでございます。

3の内容でございますが、現在印刷して書面で配布している会議録を、議員にあっては電磁的記録により、関係者にあっては書面又は電磁的記録により提供できるよう、会議録の配布の規定である第119条を見直すものでございます。

具体の改正案は、3枚目の新旧対照表のとおりでございます。

なお、今回第119条の規定の改正に加え、第120条の規定も見直しております。これは、単に「会議録」と表現した場合は、会議録の原本を指すとも受け取れるため、当該規定を改正することにより、議員等へ提供する会議録には、秘密会の議事や議長が取消しを命じた発言は掲載しないことをより明確に表現することとしたものです。

2枚目の規則案の概要にお戻りください。

4、施行期日は、令和5年2月定例会の会議録からの実施となるよう、附則第1項で、この規則の公布の日以後最初に招集される定例会の招集の日からとしております。

なお、附則第2項で、所要の経過措置を設けさせていただいております。これは、特に経過措置を設けない場合、改正後の第119条の規定が本則に溶け込んだ後は、過去の会議録も含めて電磁的記録による提供を行うことになることも受け取れるため、「この規則の施行の日前に閉会した会議に係る会議録の提供については、改正後の第119条の規定にかかわらず、なお従前の例による」との経過措置を設けることとしたものです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○山口裕委員長 ただいまの説明について質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 それでは、熊本県議会会議

規則の一部を改正する規則については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則(案)については、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長名をもって議長宛てに提出することとし、本会議への上程については、閉会日の議会運営委員会でお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題6、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例について、議会事務局次長から説明をお願いします。

○村田議会事務局次長 それでは、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例につきまして、資料5-1から5-3までにより説明させていただきます。

本日説明させていただく条例は、議会における個人情報の保護に関する条例として、本年8月以降、議会運営委員会の理事会において検討していただいていたものでございますが、その内容と経過について説明をさせていただきます。

資料5-1が条例の全体になりますが、概要を資料5-3で説明させていただきます。

資料5-3の条例案の概要を御覧ください。

1の条例の名称ですが、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例でございます。

2の制定改廃の必要性ですが、令和5年4月1日に施行されます個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法の改正によ

りまして、個人情報保護法に民間部門、国の行政機関、議会を除きます地方公共団体の機関に共通するルールが規定されることから、同法の施行に伴いまして、先ほど総務部長から御説明もございましたように、12月定例会に提出されます知事提出議案第10号の熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例におきまして、熊本県個人情報保護条例が廃止されることとなっております。そのため、議会におきましても、引き続き、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する必要があることから、議会における個人情報の取扱い等に関し必要な事項を定める必要があるものでございます。

個人情報に関する全国的な共通ルールを定めます個人情報保護法の適用対象から、地方公共団体の機関のうち議会だけが除かれたことにより、個人情報の保護に関する規律を有しております都道府県、市町村の議会において個人情報保護制度の見直しが必要となりますことから、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会の3議長会が総務省及び個人情報保護法を所管いたします個人情報保護委員会と協議をされ、個人情報保護法に規定する共通ルールを踏まえまして、議会が個人情報の保護に関する条例を制定する場合の条例(例)を作成されております。

本日御説明いたします条例の内容は、全国議長会が作成いたしました条例(例)とほぼ同じ内容でございます。用語の定義や個人情報の取扱い、本人による開示請求権などの規定は、個人情報保護法の内容を踏まえたものでございます。なお、現行の熊本県個人情報保護条例ともほぼ同じ内容となっております。

3の内容ですが、この条例は、57条と附則から成っております。

第1条から第3条までの総則で目的等を定め、第4条から第16条までで個人情報等の取

扱いについて定めております。以下、第17条で個人情報ファイルについて、第18条から第46条までにおいて、個人情報に係る開示、訂正、利用停止の手続について定めております。さらに第53条から第57条までにおいて条例に違反したときの罰則を定めております。罰則も、個人情報保護法とほぼ同じ内容で規定しておりますが、第57条の過料だけは、法律では10万円以下となっているところ、地方自治法による制限によりまして、条例に規定できる上限の5万円以下としております。

いずれの条項も、個人情報保護法の規定を踏まえて規定しておりますが、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例、先ほど議案第10号で提出されると申し上げた条例でございますが、以下、執行部の新条例と表現させていただきますけれども、現行の熊本県個人情報保護条例を踏襲する形で、執行部の新条例で規定されます、個人情報保護法が許容しております範囲で認められる本県独自の措置も盛り込んでおります。

詳しくは、資料5-1を御覧ください。

10ページの第20条第2号、(2)のウというところを御覧いただきたいと思っております。

第20条の1号、2号、(1)(2)などは、個人情報を開示する場合であっても不開示にする情報について規定してあるものでございますが、この第2号のところには、ただし書が書いてございまして、「ただし、次に掲げる情報を除く」ということで、そのウが書いてございます。そのウは、不開示とする情報のうち公務員等については、特に開示するものを定めておりまして、そのウの下から3行目のところ、「当該公務員等の職及び氏名」と「職務遂行の内容に係る部分」は開示することとなっております。

個人情報保護法では、この氏名については開示の対象となっておりますが、現行の熊本県個人情報保護条例と同じ取扱いとするために、このウのところ「及び氏名(警察職

員及びこれに準ずるものとして議長が定める公務員等の氏名を除く。)」という部分を追加しておるところでございます。

また、個人情報保護法では、開示に係る手数料が規定されておりますが、執行部の新条例では、現行の熊本県個人情報保護条例と同様に、手数料は徴収せず、実費を負担していただくこととなっておりますことから、14ページでございますけれども、第30条で、個人情報の開示を受ける者に対し実費を負担していただく規定を設けております。

18ページを御覧いただきたいと思っております。

18ページの第45条の第2項、下から3行目になりますが、「前項の規定による諮問は、」 「弁明書の写しを添えてしなければならない」というものも、執行部の新条例の内容を盛り込んだものでございます。

また、19ページになりますが、同じ第45条の第4項、「議長は、審議会から第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、遅滞なく、裁決をしなければならない。」と規定をしておりますが、この答申の尊重義務も、執行部の新条例の内容を盛り込んだものでございます。

なお、議会独自の規定といたしましては、11ページにお戻りいただきたいと思っておりますが、第20条第7号になります、下から9行目になりますが、(7)と書いてあるところでございますが、「議会の議員又は会派の活動に関する情報であって、開示することにより、当該議員又は会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定しております。これは、熊本県情報公開条例第7条第7号に規定されている不開示情報との整合を図るために規定したものでございます。

資料5-3の概要にお戻りください。

資料5-3の3(7)のとおり、この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。これは、改正後の個人情報保護法の施行

日であり、執行部の新条例の施行日とも同じでございます。

なお、令和4年6月17日に公布されました刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律におきまして、刑罰の「懲役」というものが「拘禁刑」という刑に改正されておりまして、おおよそ3年後にこれらの法律が施行されますことから、今回制定を予定しております条例に「懲役」という文言を規定していた場合、改めて条例の改正が必要となること、議会には知事の専決処分のような制度がなく、条例の改正が法律の施行に間に合わないことがあることなどから、今回の条例の第53条から第55条、資料5-1で申し上げますと20ページになります、第6章、罰則の第53条から第55条までの規定では、「拘禁刑」の刑罰を先取りして規定した上で、資料5-1の附則第2項に経過措置を規定いたしまして、「懲役」を「拘禁刑」に改正する法律の施行日の前日までは、条例の規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」と読み替えることとしております。

資料5-1の条例(案)は、以上のような内容につきまして、議会運営委員会理事会で御説明し、御了承いただいたものでございます。

ただし、罰則を定める条例については検察庁への事前協議が必要なことから、理事会で御了承いただきました条例(案)につきまして、理事会開催後の、同じ日でございますが、10月31日に熊本地方検察庁に協議文書を発送しておりまして、熊本地方検察庁に協議をしておりまして、一昨日の29日に担当の検事の方から電話をいただきまして、このような経過措置を設ける立法技術については理解しておられましたが、刑罰の種類が変更になったのが初めてということで、このような経過措置で罪刑法定主義に反しないと言えるか、もう少し上級庁とも協議して検討さ

せてほしいということで、あと1週間程度いただきたいという回答をいただきました。現時点では、罰則の規定及び経過措置が確定できない状況でございます。

つきましては、罪刑法定主義の観点から、罰則規定の本文には、現時点で「懲役」を用いる必要があるという回答があることもあり得ますので、その場合の代替案として、資料5-2の罰則規定以下の修正案を用意させていただきました。

これは、罰則規定の本文には「懲役」と規定した上で、附則にこの条例の一部改正の規定を置き、そこで「懲役」を「拘禁刑」と改正することとし、当該附則第1項の規定の施行日を個人情報保護法の罰則規定の改正及び地方自治法による条例に規定できる罰則の制限規定の改正が行われます刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行日とすることとしたものでございます。

このように、新規に制定する法律の附則で、その法律の一部改正を規定した例として、平成28年に制定されました成年後見制度の利用の促進に関する法律がでございます。

この方法によりまして、刑法等の一部を改正する法律等の施行が急に決まって、議会を開くいとまがないとしても、また、職員の異動があつて、事務引継ぎがうまくいかなかったことが仮にあつたといたしましても、改正が漏れることがなく、罰則規定として有効に働くものと考えております。

最終的には、条例の内容を資料5-1のとおりとさせていただくか、罰則規定及び附則につきましては資料5-2の修正案を採用させていただくかは、熊本地方検察庁からの回答を踏まえて確定させていただきまして、確定させていただきました条例(案)を12月定例会中の次回の議会運営委員会で御審議いただければと考えております。

長い説明になりましたが、熊本県議会の保

有する個人情報の保護に関する条例についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山口裕委員長 ただいまの説明について質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 それでは、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例については、ただいまの説明のとおり、次回の議会運営委員会で正式にお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、その他に入りますが、委員の皆様から何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 ないようですので、これで質疑を終了いたします。

次回の委員会は、一般質問最終日の12月13日火曜日に開催いたします。

時間は、午前9時30分からでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、第12回議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時29分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

議会運営委員会委員長